
第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

令和元年 9 月 25 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和元年 9 月 25 日 (午前 9 時 30 分開会)

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 75 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 76 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 77 号 大山南光河原駐車場条例の制定について
- 日程第 4 議案第 78 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 79 号 大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 81 号 大山町保育所条例及び大山町特定教育・保育施設及び得てい地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 82 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 83 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 84 号 平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 85 号 平成 30 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 86 号 平成 30 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 87 号 平成 30 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 88 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 89 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 15 議案第 90 号 平成 30 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 91 号 平成 30 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 92 号 平成 30 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 93 号 平成 30 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 94 号 平成 30 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 95 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 96 号 平成 30 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 97 号 平成 30 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 98 号 平成 30 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 24 議案第 99 号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25 議案第 100 号 令和元年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 101 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 27 議案第 102 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 28 議案第 103 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 104 号 令和元年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 106 号 財産の取得について
(名和第 2 分団 消防ポンプ自動車)
- 日程第 31 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 32 決議案第 1 号 平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出決算にかかる附帯決議について
- 日程第 33 決議案第 2 号 行政組織機構の見直しを求める決議について

日程第 34 議員派遣について

日程第 35 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）

日程第 36 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 37 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）

日程第 38 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）

日程第 39 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

出席議員（16名）

1 番	森 本 貴 之	2 番	池 田 幸 恵
3 番	門 脇 輝 明	4 番	加 藤 紀 之
5 番	大 原 広 巳	6 番	大 杖 正 彦
7 番	米 本 隆 記	8 番	大 森 正 治
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岡 田 聰	14 番	野 口 俊 明
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	杉 谷 洋 一

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	森 本 貴 之	2 番	池 田 幸 恵
3 番	門 脇 輝 明	4 番	加 藤 紀 之
5 番	大 原 広 巳	6 番	大 杖 正 彦
7 番	米 本 隆 記	8 番	大 森 正 治
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岡 田 聰	14 番	野 口 俊 明
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	杉 谷 洋 一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持田 隆昌 書記 …………… 生田 貴史

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹 口 大 紀	教育長 ……………	鷺 見 寛 幸
副町長 ……………	小 谷 章	教育次長……………	佐 藤 康 隆
総務課長 ……………	山 岡 浩 義	幼児・学校教育課長 ……	森 田 典 子
財務課長……………	金 田 茂 之	社会教育課長 ……………	西 尾 秀 道
税務課長……………	二 宮 寿 博	企画課長 ……………	池 山 大 司
住民生活課長……………	永 見 明	観光課長 ……………	徳 永 貴
建設課長 ……………	大 前 満	水道課長 ……………	竹 村 秀 明
農林水産課長……………	井 上 龍	福祉介護課長 ……………	進 野 美穂子
農業委員会局長……………	大 黒 辰 信	こども課長 ……………	田 中 真 弓
健康対策課長 ……………	末 次 四 郎	会計管理者……………	門 脇 恵美子
地籍調査課長 ……………	野 間 光		

午前 9 時 30 分開会

開議宣告

○議長（杉谷 洋一君） 皆さんおはようございます。今日は本会議、最後ですので、しっかりした議論、よろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第75号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、議案第 75 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） これで討論を終わります。

これから 議案第75号を 採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数 です。

したがって、議案第 75号は 原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第76号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第2、議案第76号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第77号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、議案第77号 大山南光河原駐車場条例の制定についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第78号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第4、議案第78号 大山町税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 78 号は 原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第79号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 5、議案第 79 号 大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） 8 番 大森議員。

○議員（8 番 大森 正治君） 反対討論です。

○議長（杉谷 洋一君） 原案に対して反対ですね、どうぞ。

○議員（8 番 大森 正治君） 町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例について、私は反対討論をします。

悪質な滞納は別として、税金を滞納するからにはそれなりの理由や事情があると思います。滞納を理由として、行政サービスに制限を加えること事態、そもそも避けるべきであるというのが基本的な私の考えでございます。ただ、百歩譲りまして、納税の公平を期すために必要な条例だとしましても、その適用には慎重の上にも慎重であることが重要です。

今回の条例改正は、新しい事業について、議会の承認を得ることなく、規則によって制限する行政サービスを定めるというものであります。これは考えようによっては、行政の恣意的な考えによって、安易な制限項目にすることも可能になり、決して町民にとってメリットになるものではありません。今、行政の恣意的な考えというふうに言いましたけども、今朝ほど出されました別紙のなかで、今までやっていた規則を外すという項目がありました。まあ、外すのはいいんですが、その外す基準が先ほどの朝の説明ではさっぱり分かりません。なんか、恣意的ではないかもしれませんが、そういうふうな曖昧な基準によって設けたり止めたりということ事態が問題だろうと私は思いました。行政サービス等の制限措置は、住民の福祉や権利に直接関わる問題だけに、規則で定めるものではなくて、議会の審議を経て、慎重に決定すべきものであるというふうに考え、私はこのたびの改正条例に反対とします。以上、よろしく。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ、次にもとに戻ります。次に原案に反対者の発言を許します。ありますか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

本条例は、基本的に町民のサービス、町民に対する行政サービスを制限するという条例でございます。町民に対するサービスを制限することについては、基本的に私は、条例で定めるべきだと思っています。それもできるだけしっかりとした形で限定して定めるべきだと、こういうふうに思っています。

それがまた議会の定めではないかというふうに考えます。今回の改正は、その運用をまるまる執行部のほうに委ねるといふ改正でございます。これは行政の執行を監視するという議会の役目を自ら放棄するというふうに等しいのではないかと考えております。

そういう意味で、本条例の改正には反対をさせていただきます。議員の皆さんも良識的に考えていただければと思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 反対の意見を述べさせていただきます。

税金を滞納していることによって、一部のサービスに制限があることは、やむを得ない側面があるかと思いますが、親が税金を滞納しているということが、子どもが受けるサービスに制限を加えるということが、本町の教育理念からいって妥当なのかということ私を私は聞きたいと思います。

今回の条例審議のなかでですね、現にこの大山町のサービス制限条例が施行されて以降、子どもにとっての不利益な事例があったということを知りました。具体的には、夫婦、旦那さんのほうが税金を滞納したままどっか行ってしまったと。専業主婦のお母さんが働きに出るのに、子どもを子育て支援センターに預けて働きたいと思ったにも関わらず、行政側の説明も不十分だったが故にですね、そういったことが叶わなかったということを知っております。

今後、そういうような事例があってはならないというふうに思いますし、そうしたサービスの制限を加えるにあたってですね、どういう事業でそれを行うか執行部の判断だけでは委ねられないというふうに私も思いますので、今回の改正案について反対をするものであります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

○議員（6番 大杖 正彦君） 議長、6番。

○議長（杉谷 洋一君） 6番 大杖議員。

○議員（6番 大杖 正彦君） 私はこの条例に対して、賛成の立場で討論をいたします。

条例の条文の第10条に特例措置というのがあります。短いので読み上げますが、町長は、前条の規定により納税誓約の承認したときは、特例措置として当該行政サービスなどに関する条例に基づき速やかに手続きを進めなくてはならないとあります。この特例措置とは、分納とかその納税者の立場を勘案した上で行政と本人とが取り組めるものと。これにつきましても同一に進めた場合は、行政サービスの停止に当たらないと、こういった含みもありまして、税の公平性等として元から当然、それになくてはならないものはどんな形になっても納めなくてはならないという内容が示してあります。

よって私は賛成に立ちます。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、反対者の発言を許します。

○議員（1番 森本 貴之君） 議長、1番。

○議長（杉谷 洋一君） 1番 森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） 私は本条例の改正に反対の立場で討論いたします。

ご提案は、この条例での摘要範囲を別表で定めておりますが、補助事業の内容の変更等に柔軟に対応するため、対応の前については規則で定めるものとするというものであります。本納税の主旨、納税の義務を否定するものではございません。適用の範囲を定めた別表の内容について各課の行う事業の変更等を集約して改正することが追いついておらず、この問題を解消するために適用の範囲については、規則で定めることとして適正に努めたいということのことであります。別表に定めてある補助事業は、当該滞納者本人に関わるものの他に、その世帯に関わると考えられるもの等が混在しております。

規則となることで、その範囲においては、町村長限りで定めることができることとなります。住民の代表者である議会が、住民の権利に関わる部分にその現状における問題点、対応状況など議論の場が遠ざかると考えられる本条例改正に反対するものであります。以上で反対討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

本条例は、見方によるとですね、滞納している方に対する制限だけに視点がいきがちです。しかしながら、ひるがえってみれば、この条例によって守られる人がおるということも認識していただきたいと思えます。これは、しっかりと納税をしている住民さんです。しっかりと納税をしている住民さんと悪質に滞納している住民さんが、同じようにサービスを受けれるというのは、まあ、まあ本来であれば納税というのは国民の義務ですから、そういった意味では非常に不公平なものでございます。

現在、この条例は既に施行されていますけれども、今回、一部を改正する条例についてを認めなければ、今、別表に載っています既に実施されていない事業や、それから実施されているんだけど、この条例に載っていないがゆえに今でもサービスを受け続けられている可能性がある住民さんがおられたりとか、こういった意味では、柔軟に内容を改正していくことが、しっかりと納税をしてる住民さんを守ることにつながるといふふうに私は考えております。

したがって、本来であれば、常に制度が変わるたびに条例を上程していただくのが一番よろしいんですけど、だいたい今の討論を聞いたようにですね、そもそもこの条例に対して反対なんだという視点で話が進む可能性もありますし、そういった意味ではしっかりと規則で対応する部分についての契約行為や許認可や福祉サービス等について税源措置を講ずることができるとか、しっかりとこの制限できる部分については、規定も張れていますし、それから先ほど大杖議員が言われました、特例措置でしっかりと納税誓約書なんかを交わせば、サービスも受けれるようになるというような特例の部分についても書かれています。

そういった意味ではですね、皆さまが心配されるような恣意的な運用がなされることはないというふうに私は信じておりますので、賛成といたしたいと思えます。

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（2番 池田 幸恵君） 議長、2番。

○議長（杉谷 洋一君） 2番 池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） 私はこの条例改正に反対の立場として発言したいと思えます。もちろん納税は町民の義務であり国民の義務であって、もちろん大山町民の義務であると思えます。

ただ、皆さんがこういうふうに賛成、反対でたくさん声があがるってことは、やはりこれからも議会の目を通るべき問題だと思います。で、本当にこれから今、規則に変わるっていう、条例が規則に変わるってことなんですけども、規則に変わるってことによって、議会には目に留まる機会があれば言ってくると思います。住民に税金問題点には、凄く関わっている問題です。それが議会を通らずに、これ決められていくことに関しては、今後も私は条例で話し合いを進め、議会の目に触れる場であるべきだと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 発言がありませんので、これで討論をなしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第81号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第6、議案第81号 大山町保育所条例及び大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第82号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第7、議案第82号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第83号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 8、議案第 83 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第 83 号 を 採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 84 号 ～ 日程第 23 議案第 98 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 9、議案第 84 号 平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 23、議案第 98 号 平成 30 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 15 件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

平成 30 年度決算審査特別委員長 大杖 正彦議員。

○平成 30 年度決算審査特別委員長（大杖 正彦君） 平成 30 年度決算審査特別委員会の審査報告書を朗読いたします。

令和元年 9 月 6 日、令和元年第 7 回大山町議会定例会において設置された議員全員による、平成 30 年度決算審査特別委員会に付託された、平成 30 年度一般会計及び各特別会計決算認定議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事 件 名

議案第 84 号 平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 85 号 平成 30 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 86 号 平成 30 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 87 号 平成 30 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 88 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 89 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 90 号 平成 30 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 91 号 平成 30 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 92 号 平成 30 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 93 号 平成 30 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 94 号 平成 30 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 95 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 96 号 平成 30 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 97 号 平成 30 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 98 号 平成 30 年度大山町水道事業会計決算の認定について

2. 事 件 の 内 容 平成 30 年度各会計歳入歳出決算審査

3. 平成 30 年度各会計歳入歳出決算の特徴

平成 30 年度は、竹口町長が就任後自身が初めて全てを手掛けた予算を執行した年度でありました。

一般会計決算は、歳入総額 113 億 3,031 万 8,000 円に対し、歳出総額 106 億 207 万 4,000 円、歳入歳出差引額 7 億 2,824 万 4,000 円となっています。合併算定替措置の縮減による普通交付税の減などにより歳入は前年度比 5 億 1,715 万 8,000 円の減であります。

翌年度に繰り越すべき財源は、台風 24 号で罹災した箇所災害復旧事業や小中学校の空調設置事業などを翌年度に繰り越したことにより、前年度に比べ 4,713 万 9,000 円の増となり、実質収支は 6,951 万 6,000 円増の 6 億 1,568 万 8,000 円でありました。

(歳入について)

町税収入は、16 億 1,431 万 6,000 円で、前年度比 9,343 万 6,000 円、6.1%の増となった、固定資産税の 7,012 万 3,000 円増が主な要因であります。

地方交付税は、48 億 8,116 万 9,000 円、前年度比 2 億 3,350 万、4.6%の減で、合併算定替の削減率が 5 割から 7 割となり、普通交付税が 2 億 3,443 万 2,000 円減となったことが主な要因であります。

町債は、10 億 270 万円で、前年度に比べ 2 億 8,370 万円、22.1%の減で平成 29 年度に実施しました情報通信設備整備事業の完了による総務債の減、複合商業施設「参道市場」事業の完了による商工債の減などが主な要因であります。

寄付金は、ふるさと応援寄付金が順調に伸び、災害支援金部分を除けば、2 億 6,492 万 9,000 円で、前年度比 3,836 万円、16.9%の増となっています。

(歳出について)

総務関係では、避難所の情報支援のため、全ての避難所と町立図書館の無線 LAN 整備に、2,499 万 1,000 円を支出した。

観光関係では、伯耆国「大山開山 1300 年祭」事業負担金 4,207 万 2,000 円などで、昨年 5 月開業した「参道市場」は年度末までに来場者約 18 万人、売上は約 9,200 万円

だったとしております。

教育民生関係では、放課後児童クラブの利用増により、職員 1 人増員し子育てを支援しています。また、小中学校の安全対策として危険ブロック塀撤去やフェンス更新に 948 万 7,000 円を支出しています。

特別会計では、国民健康保険特別会計は、平成 30 年度から県への運営移行による共同事業となり、県への国民健康保険事業費納付金は 5 億 2,313 万 7,000 円であります。

国民健康保険診療所特別会計は、一般会計からの繰入金が 5,946 万 6,000 円(発言訂正部分)であります。大山診療所を鳥取大学医学部の家庭医療教育センターとして活用するための整備費として、一般会計から 2,100 万円が繰り入れられております。

宅地造成事業特別会計は、ナスパルタウンの売却が進み、残り 8 区画の早期売却の取り組みと共に、新たな宅地確保が必要と考えられております。

4. 審査の経過及び審査の結果

付託を受けた 15 議案について、分科会方式により、令和元年 9 月 11 日、12 日、13 日の 3 日間審査を行うとともに、9 月 20 日に委員全員で審議を行いました。

その結果、付託された 15 議案すべてを認定すべきものと決しました。そのうえで、懸念される点について附帯決議並びに決議をすることといたしました。

以上、報告といたします。

○議長（杉谷 洋一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第 84 号 平成 30 年度大山町 一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長、14 番。

○議長（杉谷 洋一君） はい、まず原案に反対の発言を許します。反対ですか。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長、14 番。

○議長（杉谷 洋一君） 14 番 野口議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） 私はこの一般会計について、反対の立場で討論をいたします。

その理由といたしましてですね、議員の皆さんは少しご存じのことと思いますが、委員会の附帯決議で予算は認めても消耗品でモーニングを購入したと。追悼式の消耗品、これについては、委員当初は全員で反対、附帯決議、附帯案のなかでは意志を表明したわけではありますが、最終日のまとめの日に、再度委員会が開かれ、町長からの説明で、

いわゆるこの追悼式のために購入したモーニングについて、消耗品として購入したモーニングについて、どういうことであったかということでありました。それについては、遺族会から要請があったと。知事も来て、出席をしておられた、是非着用して出席してほしいというような要請が、執行部側、そして町長のほうにもあったような話でありました。

しかしですね、話を私が調査してみますと、このものを公費で買って欲しいというような話はしていないということで、何人かの方からだと思っています。

まあ、考えてみても、私たち一般的にみても、例えば小学校・中学校の卒業式、入学式等に校長がモーニング着て出られます。でもそれは県も買っていない。町も私も教育民生等各委員会において、この議員生活したなかで、いずれも小学校長のモーニングの予算が出たことはないわけでありまして。たぶん、要望があっても県はもちろん、町も買わないでしょう、これからも、と私は思っています。でも、自分のものだけはええと。人のは駄目だと、そういうことってあるでしょうか。私はそこが大問題だと思っています。

最終日、皆さんが附帯意見を止めたのは、町長からのお話では物品だと、いわゆる追悼式の品物の一つである、それで消耗品で買ったのだと、そういう説明でありました。でも本当に、このモーニングというものがですね、私の心のなかでは、本当に崇高なものだと思っています。燕尾服、タキシード、その下がモーニングだと思っています。そういうものを消耗品扱いに基本的に私はしてもらいたくない。

それから近隣の市町村に調査いたしました。私の調査した西伯郡、そして西部のなか、どっこも町費で買ったところはございません。それで私は昨日、県に調査いたしました。そうしたところ、制服には公費が出せるが、私服には出せないということでありました。消防や防災の服は制服であります。だから公費でも買えると。しかし、モーニングは私服である。だから公費は出せない、だから県は県費でモーニングは買わないということでありました。こういう本当に些細なことだかもしれませんが、まあ基本的な、今日これから附帯決議にコンプライアンス等の問題もですが、本当に執行部の皆さんについて私はお願いしたいのは、コンプライアンスというものを本当に考えておられるのかと。よくよくやっぱりきちんと調査しながら、近隣の調査でどこも買ったこともない、買ったものもない。ましてや県のほうは買えないんだと。そういうものが堂々と買えるのかということ事態がコンプライアンスの第一の欠如だと思っています。

こういうことの件は、これからまた反対の討論をされる方もあるでしょうから、私はこの件だけでしまっておきますが、今 30 年度決算については、こういうことで反対の表明をいたします。以上であります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成の発言を許します。ありませんか。

では次に反対者の発言を許します。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 平成30年度一般会計歳出歳入決算については、私は認定できません。その反対討論をいたします。

大山町の人口減少は続いているわけですが、平成30年度人口の社会動態は合併以来始めて増加に転じたということでございます。

その要因としては、3歳ないし5歳児の保育料の無償化、学校給食費や高校生通学定期代の半額助成など、一連の子育て支援策の成果として私は評価したいと思います。

また猛暑対策としてのエアコン設置の推進などによる学校教育環境の整備、要望の強かった老人クラブ補助金の増額、検診料金も無料化による受診率の向上にみられる住民の健康づくり対策など評価できる点があります。しかし、以下の点で認定できません。

これまでも私は指摘してきましたように、同和対策関係の事業は、旧態依然と続けるのではなく見直し、そして終結すべきと考えます。大山町においては、旧町時代も含めて、長年の同和対策関係の事業に取り組んできた結果、先だった同和地区の生活環境や進学就職の状況は、地区外との格差がほとんどなくなりました。また結婚についても、同和地区内外の交流がどんどん進んでいるように、町民の人権意識は、高まってきています。正に、部落問題に対する非科学的な認識や偏見、言論などは受け入れない状況になっております。

にも拘わらず、平成30年度も同和対策関連事業に総額約1億円が費やされ、旧態依然とした事業が行われています。その事業のなかに、地区活動費補助金の交付事業があります。

この3地区の合計補助金は410万円です。その事業実績をみますと、特定の運動団体への大会や集会、研修会、役員会への支出がありますが、任意団体への会に公費を使うことには問題があるというふうに考えます。

さらに、これら様々な会は、県内外で30回以上も開催されており、その参加費用として、3地区とも100万円近くが使われています。1年間にこれほど多くの大会・集会・研修会に参加する必要があるのか。もっと精選すべきではないか、大きな疑問があります。また、地域懇談会と称する会は、町内で開催されたにも関わらず、一人当たり2,3,000円も支出されておりますが、これは不適切な支出と言わざるを得ません。

このような、一部であっても不適切な財政執行が行われていると判断せざるを得ない同和対策関連事業決算を私は認めることができません。

同和地区をいつまで固定化していることになる、同和地区に限った特別対策は見直す。課題があるならば、それは一般施策のなかで解決を図っていく。それが同和問題を完全

に解決する早道であるというふうに思います。それを訴えをして反対討論とします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成の発言を許します。次に原案に反対の発言を許します。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） まず冒頭に、私は反対討論として立ちましたけれど、綿私たち総務常任委員会分科会が審査した中身についてお話をさせていただきたいと思います。

私たち総務分科会のほうでは、税務課で言えば職員が病気で2名欠員になっているにも関わらず徴収率は微増してきるとか、それから財務課にいたっては、財産管理を通り越して、設計の部分から担当していたりとか、そういった意味での頑張りをすごく評価いたしておりました。

ところが、全分科会で集まった特別委員会のなかで、先ほど野口議員が申されましたようなそもそも公費で購入すべきでないではあろうものの購入があったりですね、それから大森議員がおっしゃいましたけれども、地区活動費に限りません。補助金全般がそうなんだと思います。各団体への補助金がどういうふうに使ってもいいような形で支出されている、そういう2点、主な争点だったのかなと思うんですけども、そういった部分でかなりの人が、違和感を感じられたんじゃないかなと思います。特に、モーニングの問題ですけども、特別委員会が終わってから週末に住民さんとこんな案件があったんだと話をさせてもらってですね意見を伺ったところ、なんだいや「舛添元知事かいや」と。舛添元知事も同じような、まあ金額は全然違いますけれども、ということがあってですね、かなり社会問題になったわけですけども、そういったなかでですね、野口議員がおっしゃったように、自分で買うんだという姿勢は当然、行財政改革進めるべき当事者、特に要ですね。要の人間ですから、そういった意味では、これは当然使えないだろうと。仮にそれを購入するにしたって、予算の部分でしっかりと説明をされたのであれば、当然議員として反対しましたし、委員会のなかでも反対が出た……。ところが、その説明は予算ではなかった。なかったのに購入してそれで議員のほうから質疑が出てはじめてこういうものに使ったんで増額になってます。そういうね、元々その議会からは何度も何度も執行部の説明不足だと、しっかりと事前に説明せーという話が出るたびに改善します、改善しますと言い続けて、でも購入。小さな案件ですけども大きな問題が浮かびあがる、こういった背景はですね、私は30年度も続いていく、そのこと事態に対して反対をいたしたいと思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

じゃあ、初めに返りまして反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） はい、じゃあ次に賛成者の発言を。

○議員（15 番 西山富三郎君） 議長、15 番。

○議長（杉谷 洋一君） 15 番 西山富三郎議員。

○議員（15 番 西山富三郎君） 賛成討論をいたします。ご承知の如く、議会の決算認定の合議的性格が確認行為であり、決算の任期が決算の効力に直接影響しないとされています。ただし、議会が認定しない場合には、町長の政治的責任が残るとされています。財務調査は監査委員で行いました。数字も間違いもありませんので、賛成をする次第であります。

議会では、行政調査に重点を置き、政治的視点にたった広い視野で、行政を効率的な執行成績、評価から十分に審査が行われてきたんです。

まず第一点に、伯耆の国大山開山 1300 年祭であります。神仏おわします霊峰大山を築き、歴史と文化の恩恵を確認いたしました。今、私たちが生きている命の尊さも感じます。これから先の 100 年に生きていくであろう師弟たちに想いをいたし、ありがたい、感銘深い行事であったなと感銘しているしだいであります。

また、小学校の安全対策として、危険ブロック撤去塀やフェンスを更新し、生命の安全対策を施しています。さらに町長のモーニング問題がありますが、町長は小なりと言えども大山町という地方自治政府の長であります。要望された遺族の方もおられたようであります。私も兄二人を戦死、戦災で亡くしました。母の嗚咽が、忍び泣きが今でも脳裏に残っております。無念でありませぬ。災害は、戦争は最大の差別であり、無差別に尊い命を奪いました。国民として町民として、哀悼の意の誠を捧げるのは当然であります。礼服を買うのも買わないもの、町長の判断に任せるべきであります。

大森議員に反対討論をいたします。新大山町発足の平成 17 年 3 月 28 日に、大山町人権尊重社会づくり条例という条例が制定されています。第 2 条は、町の責務であり、その 2 項に町は人権施策推進にあたっては、県及び関係団体と連携しなければならないとし、第 3 条には、町内に暮らす全ての者の責務として町が実施する人権施策に協力しなければならないと定めてあります。関係団体というのは、3 つの集落であります。補助金の活用は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消、そして地区住民の自主・自立、誇りの自覚向上の実践に寄与するものであります。解放同盟は、当事者団体であります。会員の中には自民党の人もいますし、公明党の人もいますし、民主党の人も、国民民主党の人もおります。国民立憲党の人もおりますし、共産党の人もおります。さらに農業者連盟とか、身体障害者の連盟とか企業とか仏教会とか、女性団体の組織、ハンセン病の組織、アイヌの人々の組織等、共闘する団体であります。

解放同盟の会議の出席云々と言っておりますが、国の同対審、国の機関ですよ。国の

機関も同和行政は、地区住民の自主的な運動団体と緊密な調和を保ち、地区の特性の総合的、継続的施策を実施する必要があると、国も関係団体に補助することを認めておりますし、県も認めております。補助金を私が審査させましたのも、正確に町民の期待に答えるようにしているから、今後そのようにしなさいよ。間違いがあれば訂正しなさいという意味も込め、議会もこれ以上に、議会を審査していこうということで、連帯解放同盟だけでは、差別はなくなりません。あらゆる団体と学習し連携をしていく立場にあるのが解放同盟であります。先般の法律ができましたのも、一部の政党を除く全政党が賛成したものであります。そのことをご理解願いたいと思います。

以上を町の条例どおりしていますよ、国の指示どおり行っていますよ、国の法律どおり行って同和行政は進んでいるということを申し述べ、賛成討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（13 番 岡田 聡君） 議長、13 番。

○議長（杉谷 洋一君） 13 番 岡田議員。

○議員（13 番 岡田 聡君） 私は平成 30 年度大山町一般会計歳出歳入決算について賛成の討論をいたします。

竹口町長が、就任 2 年目として自らが打ち出した予算で執行にあたった決算でございました。地域の産業振興として、農林水産業における後継者や地域就農者を増やす取り組みや、ブロッコリー産地化を進めるための助成、梨・白ネギ・和牛・乳牛など町内の生産者の所得向上対策など幅広くおこなっております。

同和対策については、昨今、インターネットによる差別が非常に増えております。インターネットのなかでかつて秘密裏に作成販売され、秘密裏に共有かつ使用されていた部落地名創刊がインターネットのなかで公開され、誰もが閲覧できる状況にさらされています。インターネットは個人が匿名で簡単に情報発信ができ、拡散が容易であるという特徴を反映して差別表現や内容が信じられないほどエスカレートしております。結婚については、地区外の人との結婚は確かに多くはなっていますが、しかし、関係する親戚の方々全てが祝福しているかというところではございません。結婚してもあとの付き合いは殆どさせてもらっていないような状況が非常に多いところでございます。

地区の固定資産については、売買価格が地区外の数分の 1 で実施に売買されています。それだけ地区という評価が低い、差別がまだまだ世間には残っていると思っております。平成 28 年部落差別解消推進法が制定されました。この法律のポイントは、国が現在なお部落差別が存在するとの認識が認めて、法律で新たに示されたところでございます。部落差別は日本国憲法に照らして許されないもの、解消すべき重要な課題であると明記

されております。部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性も明記されております。そういった意味で、同和対策費については、これらの差別を解消するための教育、啓発の予算だと、必要な予算だと考えております。

高齢者の障害者の外出支援のためのタクシー助成制度の拡充、老人クラブ育成事業の拡充、返信事業では年齢制限の撤廃や負担金額の調整、受診医療機関の制限緩和、そして特定健診の無料化など実施して検診率の向上が図られました。疾病の早期発見、重病化を防ぐ一助となっていると思います。

教育環境では、かけがえのない子どもたちの、勉強する環境を向上、改善するために小中学校の空調設備を順次進めていっています。人口減少対策では、近隣自治体の先んじて、保育料の3歳以上無償化、小中学生の給食費の半額補助、高校生の通学定期券購入費及び助成などその他移住定住策、助成など幅広く住民福祉の向上にあたって、結果として平成30年度の人口が合併後13年経ち、初めて僅かではございますが、増加となっております。これらを総合的に考えまして評価すべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 他に討論はありませんでしょうか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。

したがって、議案第84号は、認定しないことに決定しました。

ここで休憩といたします。再開は10時45分とします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

○平成30年度決算審査特別委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大杖議員。

○平成30年度決算審査特別委員長（大杖 正彦君） 発言訂正を求めます。

○議長（杉谷 洋一君） どうぞ、許しますので。

○平成30年度決算審査特別委員長（大杖 正彦君） それでは決算報告書で申し上げます

した特別会計の部分、国民健康保険診療所特別会計で一般会計からの繰入金額を7,249万9,000円と申し上げましたが、正しくは5,946万6,000円でございますので訂正をお願いいたします。

[「もう一度」と呼ぶ者あり]

○平成30年度決算審査特別委員長（大杖 正彦君） もう一度申し上げます。

国民健康保険診療所特別会計で一般会計からの繰入金額は5,946万6,000円が正しい数字でございます。

○議長（杉谷 洋一君） ただいまの発言の補正、及び訂正の申し出について許可する件、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のあった発言の補足及び訂正について許可することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第85号 平成30年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は 起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第85号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第86号 平成30年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は 起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 86 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 87 号 平成 30 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第 87 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は 認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 87 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 88 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに 賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 88 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 89 号 平成 30 年度大山町国民健康保険 診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 89 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 90 号 平成 30 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は 起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 90 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 91 号 平成 30 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は 起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 91 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 92 号 平成 30 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は 委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 92 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 93 号 平成 30 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 93 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は 委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 93 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 94 号 平成 30 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 94 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 95 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 95 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 96 号 平成 30 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 97 号 平成 30 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 97 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 98 号 平成 30 年度大山町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号は、認定することに決定しました。

日程第 24 議案第 99 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 24、議案第 99 号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 99 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号は原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 100 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 25、議案第 100 号 令和元年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 100 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 100 号は原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 101 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 26、議案第 101 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 101 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第101号は原案のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 102 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 27、議案第 102 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから 討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第102号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 103 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 28、議案第 103 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論は ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第103号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第103号は原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 104 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 29、議案第 104 号 令和元年度大山町水道事業会計補予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第104号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 106 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 30、議案第 106 号 財産の取得について（名和第 2 分団 消防ポンプ自動車）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 106 号 消防ポンプ自動車に係る財産の取得について提案理由のご説明をいたします。

本案は、財産の取得について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度、購入する消防ポンプ自動車は、平成 11 年に名和第 2 分団に導入した消防ポンプ自動車を更新するもので、9 月 17 日に 4 業者を指名して競争入札を実施した結果、税込み金額 2,496 万 5,043 円で、倉吉市越中町 1740 番地 8 有限会社 岩谷ポンプ代表取締役 福田和章が落札し、9 月 19 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は令和 2 年 3 月 25 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7 番 米本 隆記君） 議長、7 番。

○議長（杉谷 洋一君） 7 番 米本議員。

○議員（7 番 米本 隆記君） 消防ポンプの購入ということですが、今、第 2 分団で使っておられるポンプを更新というわけなんですけど、実は、名和地区は、今年の冬は雪が少なかったんですけども、雪深くなることもあります。主要幹線道路は、県道からあけることはありますけれど、町道になると遅くなるとか、除雪が十分にできないという面もありますけども、名和分団には、消防ポンプ 3 台ありますが、前回取り換えたのも、4 駆の低床だったと思います。で、今回も 4 駆の低床を交換ということですが、名和分団には、高床があったというふうには思っておりますけど、この分の交換だと思っておりますけども、そのへんの、例えば雪深い所の心配というのはないですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） 今回の消防ポンプ車の更新につきましては、機種をどうするかということで名和分団等と協議いたしまして、機種を選定してこの型で仕様書でオーダーということで発注をしております。以上です。
- 議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。
- 議長（杉谷 洋一君） 米本議員。
- 議員（7番 米本 隆記君） 実は、今回更新されるのは、私の記憶では、高床、つまり床下がちょっと高いと言ったほうがいいですかね。腹を雪ですらないというか、当たらないというような状況になるかというふうなと思いますけども、名和分団のほうでこれで高床が全部なくなってしまうということになってしまいますと、凄く不安なところが出てくるんですが、町としては、意向は聞かれたということがありますが、その辺の対応のことは、お考えになってはおられないかお聞きしたいと思います。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） これにつきまして、高床、低床 のことまではしておりませんけれど、分団に先ほど言いましたように意向等を聞きまして、これで発注させてもらっております。以上です。
- 議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。
- 議長（杉谷 洋一君） 米本議員。
- 議員（7番 米本 隆記君） ですから、高床はもうなくなるんですね、ということもお聞きしとるんですが。ちょっとなかったようですが、そのへんどうですか。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） 今回更新するものが、高床、低床か、現在は把握しておりません。
- 議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。
- 議長（杉谷 洋一君） 11番 西尾議員。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 総務課長は、今年、消防関係者ですけど、専門家ではないというふうに思っています。せつかく防災監が今年からおられます。防災監の名前が出てきませんが、実際問題としていろんなことについて、助言だとかいろいろあっ

たと思うんですが、その理由のあたりを、防災監がおられてきちっと将来的な計画も、不案も金額も、そのようなことが町民に防災監がおって良かったよというようなことがあれば、教えていただきたい。でなかったら何をしておるんかなということなのでお願いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 今回の消防車の選定なり仕様の設定につきましては、当然ながら、防災監とも相談しながら、先ほど言いました名和分団等も相談しながら、こういう仕様がいいのではないかということで決定をしております。ということで、防災監の知見というものは大変あるというふうに考えております。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（杉谷 洋一君） 西尾議員。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 大山町の防災監は、消防署、署長あがりということなのなので、安心しておりますが、これで大丈夫だというような言葉があったのかどうか、そのあたりをお聞きします。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） これで大丈夫かということで、高床、低床のことなのかなというふうに考えておりますけど、選定におきましては、これでオッケーというふうに考えております。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 議長、4 番。

○議長（杉谷 洋一君） 4 番 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 今、話題になっている高床、低床というのが、具体的には高床だと、いわゆる最低地上高ですね、が、何センチ程度で、低床だったら最低何センチ程度であるというのが分かりますでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） そのことにつきましては、今現在、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） そういう意味では、米本議員が心配される低床で本当に大丈夫なのかと言われた時に、低床タイプでも最低地上高 20 センチはあるので、一般の車よりは、高いので大丈夫ですよとかそういう説明があれば納得できますけど、資料がないと全く判断しようがないわけですよ。で、ですね、1 個、私が聞きたいこととして、名和分団がある御来屋地区というのは、住民からの合意で、降雪時にもなるべく除雪はしないという取り決めになっています。そういった意味で、数年前の年末の大雪の際にも除雪はされませんでしたけれども、普通の車ではとても走れない、動けない状況でした。そのような状況でも、低床タイプでも問題なく走行ができると、出動ができるというようなことは、はっきりと協議もされたんでしょうか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） はい、これにつきまして、積雪量ということ考えた場合、どれぐらい雪が降るかということはなかなかその時にならないと分からないというものがございますので、これについては今回の型で大丈夫だということで議論はしております。また、車の高さにつきましては、ちょっと今、カタログでは確認できません。以上です。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 例えば、出動するのに車庫から出ること事態もままならんような状況であれば、米本議員が心配されるような状況というのはおそらくもっと山間部に行けば積雪量が多いわけですよ。そうすると本当に低床タイプで大丈夫という説明は、不安になってしかるべきだと思うんです。

今、資料を持っておられないということですが、後ほど、車両の細かい仕様、車高が分かるようなものであるとかは、提出していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 資料につきましては、調べしだい提出させていただきたいと考えております。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

- 議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。
- 議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。
- 議員（3番 門脇 輝明君） この消防ポンプ自動車の仕様書を見ますと、シャシーは日野自動車製というふうに指定してあります。他の例えば、日産であるとか、三菱であるとかそういったところにも該当するものがあるのではないかと思いますけども、そのへんのところは確認をされてこう言う仕様にされたんでしょうか、お伺いいたします。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） シャシーの仕様につきましては、先ほどから言っておりますように、防災監、あるいは名和分団と協議をいたしましてこのようにさせてもらっております。
- 議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。
- 議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。
- 議員（3番 門脇 輝明君） 調達方法は入札ということでされておるわけですが、こういった入札をする場合、例えば今、仕様にあるように日野自動車製でなければならないというふうな指定は望ましくないのではないかと思います。例えば、書くとなれば、さっき加藤議員が言われたように、最低地上高いくらだとか、シャシーの企画をあげてこれ以上のものという形で、あるいはこれ程度のものという形で、仕様を指定するのが適切でないかと思うのですが、そのへんのところはどのようにお考えでしょうか。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） この仕様につきましてはですが、シャシーが日野自動車と、他の業者もあるのではないかとございますけれども、うちの大山町に実績があり、また消防団員もこの仕様に慣れているということで日野自動車製にしております。
- 議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。
- 議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。
- 議員（3番 門脇 輝明君） 今、そういうふうにされたということですが、今後もそういう形でやられるのでしょうか。
- 基本的にそういう形でこの競争入札をされるということは、これに限らずですが、望ましくないと思いますが、いかがでしょうか。

- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） これにつきまして、実際に納入するのは、取り扱い業者ということになるわけでございますけれども、それについて仕様というものをどうするかということは、先ほど言いましたように防災監あるいは実際に作業する消防団の意見も当然反映させなければならないというふうに考えておりますので、そういうふうにして仕様は決定していきたいというふうに考えています。
- 議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。
- 議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。
- 議員（10 番 近藤 大介君） 他の議員からの質問の議論を聞いておりますと、これまでは、高床タイプで入ったものを今回低床のものにするというようなことなんですけども、そうすると、これまでの更新前の分が、高床タイプであったことの原因をちょっと参考までに教えていただきたいと。で、その高床タイプと低床タイプ、それぞれどのようなメリット、デメリットがあるのかということも合わせて教えていただきたいということと、それから、災害時、火災も含めてですね、災害時、万が一に備えての消防自動車ということのわけで、本町のような積雪があるような町でですね、どのぐらいの積雪だったら、除雪なしでこういう車が走れるものなのか、そのようなことについての答弁もお願いいたします。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） まず、最初に当時の経過ということにつきましては、今現在、把握はしておりませんし高床、低床の違いということになりますと、当然先ほどから心配されておりますように、いわゆる積雪量によりまして雪が車の腹につかえるとどうしても集落にありますので、それで積雪量の違いということが出てこようかということがあろうかというふうに考えています。
- あと、ここらの積雪量ということにつきまして、ちょっと今は、先ほど言いましたような大雪になるとどうしても走れなくなるということはあるかというふうに考えています。
- 議員（10 番 近藤 大介君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。
- 議員（10 番 近藤 大介君） そうすると低床の車だと、出勤が困難な場合でも、高

床の車であれば出動が可能になる場合があるということで理解してよいのでしょうか。それからそういうふうにもし実態があるのであれば、名和分団で今、2台？3台あるのであれば、3台のうち1台は、高床タイプで備えておくべきでないかなと素朴に思うんですけど、どうなんでしょう。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 消防団の消防車の編成ということで、高床、低床組み合わせてやったほうがいいのではないかとということでございますけれども、それについては、今後協議していきたいと考えています。

〔「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 執行部から休憩という声がありましてので休憩します。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 失礼いたしました。まず、今回の低床にした理由でございますけれども、今回の大きさの消防ポンプ車は、低床が主流になっているということで、今高床が非常に少ない、オーダーメイドですればあるんでしょうけど内容といたしましては、乗り降りあるいは、消火活動を優先して低床にして優先していると、あと一番あるのは走行中の場合、横転というのが今まで多く、多くと言いますか、今までであったということで、今主流は、低床ということでございます。高さ等は、もうしばらく時間がいただきまして、報告させていただきたいというふうに考えております。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 執行部が今そうやって調べておられる間に私も少し確認、ネットで確認してみたところ、今年新たに高床タイプの車を導入した自治体もあるようです。高床タイプが全くないわけではないでしょうし、改造の費用がね、改造しなければならぬ、どのぐらい改造の費用が掛かるのか、そのコストとして低床タイプとどのぐらい差があるのか、高床タイプのメリットとして、先ほど担当課長が言われたように積雪の際には高床のほうがいいという場合もあるようですから、そういうことをト

一タールとして検討をして、こうだということならまあ理解できるわけですが、どうも先ほどの総務課長の答弁では、高床タイプ、低床タイプ、メリット、デメリット、十分に検討されていないように聞こえたんですけど、どうなのでしょう。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい、お答えいたします。

今、総務課長が説明したとおりなんですけど、基本的には、コストの面とかね、いろいろあると思いますが、一番大事なのは防災、災害の際の機動性、機動性というのは、車の性能も確かにありますが、現場でいかに使いやすいか、専門的な知見からみて、どう使うかそこが一番の判断材料だと思います。このたびの、車両を更新する現場で、実際常に災害対応にあたっていただいている大山町消防団の名和分団の皆さんの意見、それから防災担当、さらには元大山消防署長であります専門的な知見で判断をいただいた防災監、これらの意見を総合的に踏まえて、今の消防自動車の仕様が決まっているというふうに考えております。細かなところでは確かに賛否があろうかと思いますが、「細かいのか」と発言する者あり）現場の判断、機動性を考えたときには、やはり現場の判断なり、専門的な知見を持った人の判断を尊重するのが一番だろうということでこのたびの車両を選定させていただいております。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案 第106号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第 31 諮問第 3 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 31、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いて、提案理由のご説明をいたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび大塚典子さんを推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものがあります。

大塚さんは、人権擁護委員として現在4期12年間の実績と経験があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの任期3年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、諮問第3号については同意することに決定しました。

日程第32 決議案第1号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第32、決議案第1号 平成30年度大山町一般会計歳入歳出決算にかかる附帯決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大杖 正彦決算審査特別委員長。

○平成30年度決算審査特別委員会委員長（大杖 正彦君） それでは、決議案第1号 平成30年度大山町一般会計歳入歳出 決算にかかる附帯決議について、上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和元年9月23日、提出者 平成30年度決算審査特別委員会委員長 大杖正彦。

平成30年度大山町一般会計歳入歳出決算にかかる附帯決議、本町行政では近年、NPOへの委託事業や町道工事の完了検査等で不適切な事務があり、その後コンプライアンス改善の取り組みが進められているところであります。

しかしながら、平成30年度事業の決算審査を行ったところ、不適切な支出や事務手続きが疑われるものが散見いたしました。

また近年、役場職員による公務中の事故も相次いでおり、交通安全上を含め、公務中の緊張感の欠如が懸念されております。

行政が町民の信頼を再び損なうことがないように、町長、教育長以下、職員全員が襟を正し、職務に精励されることを願います。そして、税金でもって行われる行政事務が適正に行われるよう下記のとおり求めます。

記

1. 公務員倫理意識の向上に努めるとともに、改めてコンプライアンスの徹底を図られたい。
2. 委託事業や補助金交付事業の実施にあたっては、事業者が実施する事業が仕様書や事業計画書に基づき適切に行われるよう適宜指導し、完了報告書や実績報告書に基づきその成果を適切に審査チェックするよう徹底されたい。
3. 各種料金の滞納金徴収業務において、悪質な滞納者への法的手続きを進められたい。また、法的手続きが円滑に進むよう、担当課と滞納対策室との連携強化を図られたい。以上、決議する。

令和元年9月25日、鳥取県西伯郡大山町議会。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから 討論を行います。 討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 33 決議案第 2 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 33、決議案 第 2 号 行政組織機構の見直しを求める決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大杖 正彦決算審査 特別委員長

○平成 30 年度決算審査特別委員会委員長（大杖 正彦君） それでは決議案第 2 号 行政組織機構の見直しを求める決議について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和元年9月23日、提出者 平成30年度決算審査特別委員会委員長 大杖正彦。
行政組織機構の見直しを求める決議。

本町では、昨年7月に、行政業務の効率化および住民サービスの向上を目的に機構改革が行われた。これにより新たに財務課、こども課が新設され、人権推進室が福祉介護課へ、商工業務が観光課（旧：観光商工課）から企画課（旧：企画情報課）へそれぞれ所管が変更されております。

竹口町長は平成29年4月に町長就任以来、人口減少対策を積極的に行うなど、その迅速な取り組みは評価するところであるが、平成30年度事業の決算審査において、先の機構改革の弊害が数多く見受けられている。

機構改革から1年経過したばかりで、これを評価するには時期尚早との懸念もありますが、機構改革による課題は看過できないものとなっていると判断いたしました。

よって、本議会は、次のとおり町長に求める。

記

1. 室課を越えて関連する業務については、住民サービスの低下にならないよう十分に連携が取られるよう対策を講じられたい。
2. 総務課と財務課で相互に関連する町行政の基礎的実務において、責任の所在が明確になるよう改められたい。
3. 観光振興と商工振興に関わる事業は、相互に関連するものが多いので、連携が円滑になるよう組織機構を見直されたい。

以上、決議する。令和元年9月25日 鳥取県西伯郡大山町議会。

以上、説明終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、決議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第34 議員派遣について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 34、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、・滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される、10 月 3 日から 10 月 4 日の市町村議会議員特別セミナーに、近藤 大介 議員を、・10 月 23 日から 10 月 25 日の市町村議会議員研修に、岡田 聡議員と吉原 美智恵議員を、・11 月 18 日から 11 月 19 日の市町村議会議員特別セミナーに、加藤 紀之議員と野口 昌作議員を派遣するもの。・11 月 18 日に、三朝町で開催される、鳥取県 町村議会 議員研修に議員全員を、・11 月中旬に行う、議会主催の「議員と語る会」に 議員全員を、・12 月 1 日から 12 月 10 日のアメリカ・テメキュラ市との交流事業に森本 貴之議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 35～日程第 39 閉会中の継続調査について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 35、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 39、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第 7 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同、礼。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 加藤 紀之

署名議員 大原 広巳